

令和7年度 梶葉町町政懇談会

笑顔とチャレンジがあふれるまち ならは
～「ふるさと」の良さを活かした、しなやかなまちづくり～

“笑顔とチャレンジがあふれるまち”

誰もが健康で生きがいのある暮らしを営み、活力あるチャレンジをしている姿を意味します。一人ひとりがこころ豊かに毎日を送ることができるよう、SDGs（持続可能な開発目標）の基本理念に基づき、誰もが安心して暮らし続けることのできる社会の実現を目指すとともに、さまざまな人の「つながり」を活力にして、新しい挑戦が次々と生まれるまちを目指します。

“「ふるさと」の良さを活かした、しなやかなまちづくり”

梶葉町は、美しく豊かな自然に恵まれ、また全国有数のスポーツ施設などがあります。すでにある梶葉町の「良さ」は変えずに、活かす一方で、新しいものごと・考え方を受け入れて柔軟に対応していく「しなやかさ」も大切にして、自由な発想をもとに、しなやかに成長していくまちを目指します。

まちの目指す姿に至るための基本目標（分野別の目標）

- 1 町民が主体的に取り組む、参加の町
- 2 学びを楽しみ、「ちから」と豊かさにつなげるまち
- 3 誰もが元気に、はつらつと暮らすまち
- 4 助け合い支え合う、みんなにやさしいまち
- 5 地域資源・人材が輝く、にぎわいのまち
- 6 暮らしやすく、安全・安心なまち

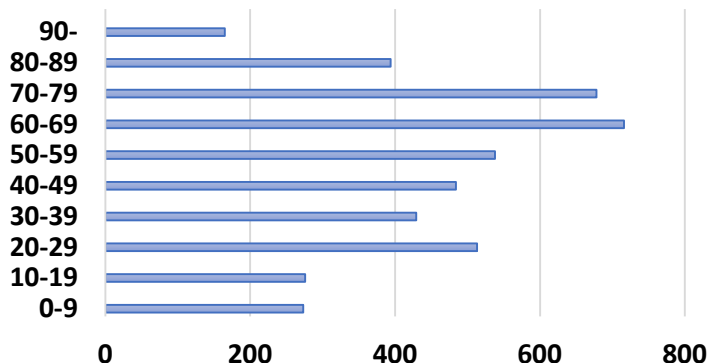
東日本大震災からの復興は、施設復旧・整備などのハード面については概ね目途が立っています。

帰町者の人口構成は高齢者が多く、「町内の事業を担う生産人口が不足している」「人口が減り、行政区での活動が十分にできない」などの課題があり、若い世代の呼び込みや新たな居住者等とのコミュニティづくりといったソフト事業を充実させたまちづくりを行っています。

(令和7年9月末現在)

町内居住者数	4,466人
住基人口	6,315人
町内居住率	70.7%

町内居住者（年齢別）



移住者の受け入れや交流の場を整備

1 まかない付きシェアハウス

旧柏屋旅館を町が取得・改修し、まかない付きシェアハウス「シェアハウスと食堂 Kashiwaya」を運営しています。

令和4年5月のオープンから令和7年3月まで、17名の方に入居いただき、入居者が地域の方とつながるイベントも開催されています。

【お問い合わせ】 一般社団法人ならはみらい TEL 0240-23-6771



2 CODOU

スタートアップ企業の進出数増加に伴い、現在は5社が、レンタルオフィスを活用し、町のDX推進等の分野で活躍しています。



3 地域活動拠点施設「まざらっせ」

公民館分館(旧南保育所)を改修した地域活動拠点施設「まざらっせ」では、町内サークル活動や移住者と地域住民の交流の場として多くの方にご利用いただいています。

また、令和6年6月よりまざらっせ内に移住相談窓口を移転し、移住・定住に向けたサポートをより充実させています。昨年度の移住相談件数は288件で、その内17件が移住に結び付けました。

【開館時間】 9時～17時(年末年始、第2・第4水曜日は休館)
TEL 0240-23-6129



4 地域おこし協力隊

都市地域から過疎地域等へ住民票を異動し、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、住民支援などの「協力隊活動」を行いながら、町への定住・定着を図る取組です。

○隊員数 提案型:5名、雇atype:18名（10月1日現在）

○活動内容 提案型:町内での賑わい創出イベント実施、特産品PRなど。

雇atype:町の特産品生産・加工・開発、DX推進、移住促進、
交流人口拡大イベント実施など。

5 地域活性化起業人

三大都市圏に所在する企業の社員を協定書に基づき、地方圏の自治体に一定期間派遣し、自治体が取組む地域課題に社員の専門的なノウハウを活かしながら即戦力人材として業務に従事することで、地域活性化を図ります。

○起業人数 4名（10月1日現在）

○活動内容 特産品販路拡大、町内の魅力発掘、情報発信、町内企業の働き方課題解決など。

様々な分野で活躍中！ 地域おこし協力隊&地域活性化起業人



6 一般社団法人ならはみらい等との連携による町民支援

町とまちづくり会社が町民の皆様の「やりたい」、「できるかも」をサポートするため、ならはみらいでは地域活動相談窓口を開設しています。補助金の助成や機材のレンタル制度等、様々な支援がありますので、地域のためにチャレンジしてみたいことがある方は、お気軽にご相談ください。

① プチ補助金

地域の未来をより良くするため、地域コミュニティの活性化や
伝統文化の継承など、さまざまなアクションを支援します。

・芽吹き部門:補助上限10万円(書類選考)

・若葉部門:補助上限30万円(書類選考の後、プレゼンテーション)

**町民の「やりたい」
思いをサポート**

② 町民提案型まちづくり補助金

ふるさと納税を活用し、日々の暮らしや地域をより良くしていくために町内で活動する方々が新たな事業を提案し、その審査や実施まで町民が中心となって行う仕組みです。

【お問い合わせ】 一般社団法人ならはみらい TEL 0240-23-6771

7 檜葉町立地企業親和会

町内に進出した企業を中心に構成され、企業間の親睦や連携強化、まちづくり施策への参画を目的としており、町と共同でまちづくりに取り組めるよう情報交換を行いながら、清掃活動やイベントへのブース出展などにも積極的に参加し、地域貢献に寄与しています。

8 ふるさと福島檜葉会

檜葉町をふるさととする方々を対象とした組織であり、「ふるさと檜葉」とのつながりや、檜葉町出身者同士のコミュニティづくりを目的としています。

○対象者

- ・首都圏に在住する檜葉町出身者
- ・首都圏に在住する檜葉町にゆかりのある方

※ 登録は随時受け付けておりますので、ご家族・ご友人等へお声掛けくださいますようお願いいたします。

※ **第4回交流会は、令和7年12月6日(土)**に東京都内において予定しています。

檜葉町と出身者等の
つながりを継続

【お問い合わせ】

政策企画課 TEL 0240-23-6103



9 分譲住宅地

町内外の住民の受け入れを目的として、コンパクトタウン内に中満分譲住宅地(2工区)を整備しました。これまで34区画が販売(うち令和7年度1区画)されました。

令和6年9月18日撮影



また、下記の分譲住宅地区画については、随時、購入の申し込みを受け付けています。

分譲地名	販売区画数
中満分譲地(2工区)(北田地区)	3区画
ハイタウン赤粉分譲地(下繁岡地区)	5区画

【お問い合わせ】 建設課 TEL 0240-23-6106

これまで推進してきた「魅力ある教育」をさらに推し進め、生涯学習の環境構築、歴史・伝統・文化の保護・継承・活用を推進することで、幅広い世代が学ぶことを楽しみ、生きていくための「ちから」を身に付け、生活の豊かさを享受しながら暮らしているまちづくりを行っています。

【児童生徒数の推移】

	震災前 (H22年度末)	町内再開時 (H29年4月)	現 状 (R 7年9月)
小・中学校	6 8 6 人	1 0 5 人	2 4 2 人
うち小学生	4 3 2 人	6 2 人	1 7 2 人
うち中学生	2 5 4 人	4 3 人	7 0 人
こども園	2 4 7 人	3 8 人	1 1 4 人

1 教育振興基本計画の策定

時代の変化とともに子育て世帯を取り巻く環境が変わる中、子どもたち一人ひとりが主体的、対話的な学びを実践する環境と、子どもを安心して育てることができる支援体制を構築するため、今後5年間の計画を策定いたします。

2 あおぞらこども園の取り組み

幼・小・中連携による 切れ目のない教育支援

幼小中が連携した切れ目のない教育を推進しています。

なかでも幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うもので、この時期に質の高い幼児教育が提供されることは極めて重要であるため、幼児教育・保育の質の向上を目指しています。

○いわき市の学校法人なこそ幼稚園との交流を通じ、子どもたちの資質や可能性を引出し伸ばしていける活動の推進に取り組んでいます。

○ALT(外国語指導助手)による英語遊びや、安田式体育遊び、天神太鼓体験などを取り入れ、様々な体験を通じた幼児教育の充実を図っています。



3 幼小・小中連携事業(こども園から小学校へ、小学校から中学校への接続)

こども園と小学校、小学校と中学校の相互理解を深め、幼児・児童・生徒の発達に即した一貫した教育を行うため、それぞれに事業参観の交流事業等を計画的に実施します。

また、特別に支援が必要な児童及び保護者に対し、「ならば入学サポート会議」を開催し、家庭の考え方や子供の特徴などを話し合い、適切な教育環境を整えられるよう児童生徒をサポートします。

4 ふたば支援学校との連携

町内に開校したふたば支援学校と地区住民や企業、学校などが計画的に連携するため、連携会議を開催しています。また、体験授業や特別支援教育などについても相互に連携して取り組んでいます。今後は、地区住民や企業と様々な連携が図れるよう努めてまいります。

地域住民等との交流と郷土愛を育む教育

5 地域学校協働センター

小学校の校舎内にある地域学校協働センターは、児童が体験活動を行う「ならばっ子こども教室」を実施するなど、子どもたちが自分のやりたいことを自由を選んで放課後を過ごすことを目的としています。

地域住民や学生、保護者、PTA、NPO、企業など幅広い方々の参画を得て、地域全体で子供たちの成長を支え、「学校を核とした地域づくり」を目指します。



6 小・中学校教育

小学校・中学校双方が体験活動を通じた学びを展開し、コミュニティ・スクールによる地域との繋がりなどを通じてより深く町を探究し、郷土愛を育む教育を一層推進するため、小学校と中学校双方の教育課程・教育内容の相互理解を深め、一貫した教育を提供します。

英語、ICT、キャリア教育など 次世代を担う子どもたちの教育環境

7 子供の学びと育ちを育む英語教育委員会

町の魅力ある教育の施策である英語教育について、榎葉町英語教育委員会を組織いたしました。こども園・小・中学校の英語教育担当者とALTが共通認識のもと、幼小・中において、子どもの成長や年次にあわせ一貫した英語教育に取り組んでいます。

8 ICT教育

小中学校では、タブレット端末・電子黒板を導入しているほか、ICT支援員を配置しています。また、AIや学習支援ツールを活用した家庭学習に取り組んでいます。

9 キャリア教育

総合的な学習の時間において、大学見学・模擬授業体験、企業訪問、職場体験などの社会勉強を通して町をより深く探究し、郷土愛を育むとともに社会で生き抜くため実体験から学びをしています。



10 高等学校等への通学費助成

町では、子育て世代への支援の一環として、檜葉町に住所を有し高等学校等へ通学する生徒の公共交通機関を利用する通学費について助成を行っています。また、町内在住でふたば未来学園中学校に通学する生徒の通学費も対象としています。

学びの場や生涯学習の充実

11 東京大学総合研究博物館との連携

檜葉町×東京大学総合研究博物館連携博物館『大地とまちのタイムライン』は、地球の誕生から現在に至るまでを「危機と再生、未来創造」をテーマに展示しており、学校教育の活用や生涯学習の「学びの場」として広く開放しています。

常設展のほか、特別企画展、ミニ企画展、ロビー展示などによって、檜葉をより深く知る機会を提供しています。

また、東京大学の継続的な共同事業の一つとして、地域の自然資源や文化資源を再確認し、町の新たな魅力を発見する『東大教室@檜葉』を隔月で開催しております。



12 檜葉市民大学

生涯学習環境の再生による力強い人材の育成を目的とし、“町民一人ひとりが先生になる”を基本姿勢に、「檜葉市民大学」を開設しています。

今年度は、新たにフラダンス講座を開講しました。

書道講座	毎月第2・4	土曜日	10:00
歴史講座	毎月第3	水曜日	10:00
合唱講座	毎月第2・4	水曜日	13:30
詩吟講座	毎月第1	土曜日	10:00
スコップ三味線講座	毎月第2	土曜日	10:00
フラダンス講座	毎月第4	火曜日	10:30

13 地域学としての檜葉学講座

歴史や現在までの文化など、幅広く地域のことを学びながら、地域のことを知り、さらには地域のことを発信することのできる人材育成を目指し、地域活性化につなげる「檜葉学」を開設しています。

健康づくり推進のため、健康を意識して自ら健康づくりに取り組む町民を育成し、心身の健康対策や感染症対策などに取り組んでいます。

また、東日本大震災前に開催されていた各種スポーツ大会を再開し、誰もが元気に、はつらつと輝いているまちになるよう取り組んでいます。

1 町民の健康増進への取り組み

地域一体となり健康づくりをサポート

健康は、すべての町民に関わるまちづくりの土台です。健康づくりは、自分自身・家庭・地域が一体となって取り組む必要があるため、町は町民の健康増進につながる体制づくりを行います。

① 総合健診(自分の健康状態を知る)

糖尿病、高血圧などの生活習慣病は、自覚症状がほとんどなく、気づいた時には症状が進んでいるという場合も少なくありません。

町では、健康管理を支援するために、「総合健診」(健康診査・がん検診・お口の健診)を毎年実施しています。一年に一度は健康状態をチェックをしましょう。

また、健診受診後には、「健診結果説明会」「事後指導」等を行っており、皆さんの健康増進に向けた取り組みを保健師等が支援します。

② 健康教室(自ら運動教室に参加し、健康保持に努める)

現在、次のような運動教室を実施しています。今後は、ICTの活用を進め、町民が「いつでも、どこでも」健康増進に取り組める体制も整えていきます。

ならは健康スクール	適正な体重維持を目的とした運動教室
おとなの健康教室	フレイル予防を目的とした運動教室
プール&ストレッチ	ならはスカイアリーナを利用した運動教室
元気アップ教室	Jヴィレッジのトレーナーによる有酸素運動
リフレッシュヨガ	理学療法士兼ヨガインストラクターによるヨガ教室
デュークスウォーキング	デューク更家氏が考案したウォーキングエクササイズ



③ 介護予防教室

地域住民が協力して健康意識の向上とコミュニティを形成します。

地域ミニデイ:各地区の集会所等で実施している健康体操等

(17行政区で実施で週1回～月1回程度実施)

2 スポーツを通じた交流人口拡大の取り組み

ならはスカイアリーナや野球場、多目的運動場、Jヴィレッジなどの地域資源を戦略的に活用し、スポーツを通じた地域活性化を目指し、「スポーツコミッション」の立ち上げや、スポーツチームの合宿等の誘致に取り組んでいます。

また、令和6年度から全国高等学校総合体育大会(インターハイ)サッカー競技大会男子が福島県で固定開催され、Jヴィレッジや住鉱エナジーマテリアルNARAH pitchでも試合が行われました。

全国から来町する多くの方に満足いただけるよう、これまで整備した施設を適正に管理・運営するとともに、町内の木戸川渓谷や天神岬スポーツ公園などの観光資源を活かしたツアーを企画するなど、スポーツと観光を組み合わせた「スポーツツーリズム」により、町内外から人を呼び込む仕組みを一層推進していきます。



3 プロリーグの試合やスポーツイベントなどの開催

檜葉町はいわきFCと地域創生に関するパートナーシップ協定を結んでおり、特産品PRやホームゲームへの町民無料招待など、ホームタウンである檜葉町の活性化にご協力いただいています。また、スカイアリーナでは福島ファイヤーボンズの試合が開催されるなどプロスポーツを間近で体感できる機会も増加しています。

今月も下記のイベントや試合が行われますので、ぜひご参加、ご観戦ください。

① いわきFCホームタウン感謝祭in檜葉町

日時: 11月24日(月・休) 11:00~15:00 場所: ならはスカイアリーナ
内容: 選手によるサッカー教室、サイン会、スタジアムグルメ大集合 など

② 東京2025デフリンピック(サッカー競技)

日時: 11月14日(金)~25日(火) 場所: Jヴィレッジ
※詳しい試合日程等は大会HPまたは広報ならは11月号をご覧ください。



これからのまちづくりでは、高齢者だけではない、全世代型の地域包括ケアシステムを構築し、皆が一緒に生きる「地域共生社会」の実現を目指しています。

その中では、男女共同参画、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や、認知症などの方に対する成年後見制度にも取り組みます。

また、様々な子育て支援などを通じて、町民が安心して出産・子育てすることのできる環境づくりを推進します。

1 こども家庭センター

檜葉町では、母子保健機能及び児童福祉機能が一体的となった「こども家庭センター」をこども課内に開設しました。センターを通じて、すべての妊産婦、子育て世帯、お子さんへの包括的な相談支援を行います。

母子手帳交付の時から保健と福祉が連携をして支援を行い、就学後は教育との連携を強化し、こども家庭センターを中心とした相談支援体制を構築します。

子育てに関する悩みなど
お気軽にご相談ください

2 子育て支援センター

あおぞらこども園内に「子育て支援センター」を併設しています。

センターでは、母子保健事業（乳幼児健診・ベビママ教室・母子健康相談等）を実施しており、離乳食教室の実施や臨床心理士、保健師などによる育児相談を行い、各教室を通して育児不安の軽減や子育て世代の交流なども行っています。

3 放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭におらず、小学校に就学している児童に対し、遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図っています。

【開所日・開設時間】

月曜日～金曜日（祝日を除く）

・小学校授業日：小学校授業終了後～18時30分

・小学校休業日（夏休み等）：7時30分～18時30分



4 出産祝い金

子育て世代への各種給付金

檜葉町では、次代を担うお子さんの出産を祝うとともに、健やかな成長を願い、令和7年4月1日より、第1子のお産から10万円を支給します。

第1子:10万円、第2子:20万円、第3子以降:30万円

5 妊婦のための支援給付金

すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠・出産・子育て期まで一貫した相談支援(面談)と経済的支援(給付)を一体的に実施しています。

出産時は主に乳幼児全戸訪問事業時に面談を行います。産後ケア事業や各種事業及びサービスの情報提供をしながら、子育ての悩みを一緒に解決できるよう、支援しています。

・妊婦支援給付金

母子手帳交付時：5万円(1回目)

出産時：子どもの数×5万円(2回目)

6 子育て世帯等住宅取得奨励金

平成29年度から「檜葉町子育て世帯等住宅取得奨励金」を実施しています。

地域の担い手となる若い世代と子どもたちの定住を促進するため、分譲地を含め、町内に新築住宅を取得した子育て世帯等に100万円の奨励金を交付しています。

7 東日本大震災の被災者の方の国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険における一部負担金、利用者負担及び保険料(税)の特例減免措置の見直しについて

東日本大震災・原発事故に伴い継続されてきた特例減免措置について、国の決定により、檜葉町では令和6年度より段階的に震災前の通常負担に戻ることとなりました。

このことに伴い、令和7年度より保険税(料)を通常どおりご負担いただいています。

なお、窓口の一部負担金免除については、現在も継続していますが、**令和8年3月31日をもって終了**となります。

近年は医療費の増加等に伴い、保険料(税)率が年々引きあがる傾向にあります。この機会にいま一度医療費を見直され、健康にご留意の上お過ごしください。

	震災前の負担に戻る時期(年度)	
	2025(R7)	2026(R8)～
保険税(料)	特例終了	
一部負担金	全額免除	特例終了

※上記は平成23年3月11日時点で住民票の住所が檜葉町にあった方のスケジュールとなります。
檜葉町以外の被災市町村に住所があった方については、スケジュールが異なる場合があります。

※所得の申告を行っていない方や、申告された年間所得が基準額以上である方など、減免の要件を満たしていない方は特例減免が適用されないため、医療機関窓口での一部負担金が通常負担となります。

8 小児科オンライン診療

お子さんの急な発熱や体調不良時に、地域医療の新たな選択肢の一つとして、檜葉町に居住する0歳から18歳までのお子さんとその家族を対象に、令和7年10月以降より、オンライン診療を開始します。

オンライン診療は、医師と患者間において情報通信機器を通じて、診察及び診断を行い、診断結果の伝達や処方等の診療行為をリアルタイムで行うものです。

9 地域包括ケアシステム

住み慣れた檜葉町で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・福祉・住まいなど総合的な支援を包括的に提供できる「地域包括ケアシステム」を目指しています。

「地域包括ケアシステム」では、自助、互助、共助、公助の役割が必要であり、特に互助については地域住民の取り組みが重要になります。

町は、「地域包括ケアシステム」の構築にむけて、毎年シンポジウムを実施し、制度の理解促進を図っています。今年度は令和7年11月15日（土）、みんなの交流館ならはCANvasにおいて開催される「ならは農福フェス」内でのシンポジウム実施を予定しています。

ぜひご参加いただき、これからの檜葉町の地域づくりを一緒に考えましょう。

地域包括ケアシステムのイメージ



本格復興期後の地域経済の活性化に向け、基幹産業である農業をはじめ、これまでに復旧した産業基盤、地域の資源・人材を最大限に活用する。

さらには、町外からの資金・人材を獲得し、町内産業への支援を進めていくことで、にぎわいのあふれるまちを目指します。

1 農林水産業の再生

基幹産業である農業の再生なくして、町の復興はありません。

水稻をはじめ、甘藷・タマネギ・施設トマトやイチジク・ブドウ等の作物、花き栽培や畜産など、各分野で順調に再開・規模拡大が進んでいます。

今後も引き続き営農再開や、効率的な農業経営を支援していきます。

① 農業再生に向けた新たなチャレンジ

(1) 特産品開発と食を通じた魅力の発信

町内の甘藷・柚子・米等を活用した6次化商品開発を進め、特産品や農林水産物を通して生産農家の支援と町の魅力発信を行います。

○取り組み内容

- ・特産品開発に向けた専門的助言指導で6次産業化アドバイザー1名へ委嘱
- ・令和6年7月に檜葉町ゆず生産振興組合を設立
- ・柚子増産に向けて町内希望農家へ柚子の苗木を配布

檜葉の柚子買います！！

10月下旬頃から、特産品開発センターで加工する柚子原材料として、各家庭にある柚子の買い取りを昨年に引き続き実施します。

- ・檜葉町の加工品として主力商品の干し芋、感謝のゆずぼん酢やドレッシング、米粉サブレなど町内産農産物を活用した6次化商品が開発・販売中
- ・包括連携協定を結んでいるマルトと連携し、小学生を対象としたお弁当コンテストなど食育を推進

(2) 檜葉町特産品開発センター

令和5年に稼働を開始した檜葉町特産品開発センターでは、地元農産物を活用した付加価値の高い特産品開発や商品化、生産から加工、さらには販売へと一体的な6次産業化に向けて、魅力ある商品開発を進め、特産品を通して町の魅力発信を進めていきます。

町の新たな特産品をぜひお買い求めください。



(3) 農地の適正利用に係る取組

町内の荒廃農地防止に向けて農業委員会では遊休農地の調査や農地の適正利用の推進活動を行っています。

また、将来的な農地利用で誰がどんな作物を作っていくかなどの地域計画を昨年度策定をしました。



(4) 農地取得に係る下限面積要件の廃止

これまで農地を取得するためには下限面積要件として一定の農地面積を所有していることが要件となっていました。令和5年4月から法律の改正に伴い下限面積要件が廃止され、取得要件が緩和されました。

【農地取得要件】

- ① 農地の全てを効率的に利用すること。
- ② 必要な農作業に常時従事すること。
- ③ 周辺の農地利用に支障がないこと。



(5) 所有農地の適正な保全

これまで実施してきた農地を保全管理する県の事業「担い手への農地集積に向けた準備への支援」が本年度一部継続後、来年度から事業が終了となります。今後は自身で農地管理を行うか地域担い手へ農地を集約するかなど自己の判断が必要となります。



(6) サツマイモ基腐病予防対策

現在、町の新たな特産品としてサツマイモの一大産地を目指して年々栽培面積が拡大しています。

一方では基腐病と言われるサツマイモが腐ってしまう病気が九州地方を中心に全国的に広がりサツマイモの産地が大きな被害を受けているため、病気を持ち込まない対策として、種苗店等からウイルスフリー種苗を買うなど一般家庭等でも発生を未然に防ぐための対策をお願いします。



② 農業基盤の整備

長期間の避難指示により機能が著しく低下した土地改良施設を県営事業により整備します。

(1) 農地整備事業 山田浜地区

ほ場を大区画化し、営農の作業効率と汎用性を高めることで地域農業の復興を後押しします。

- ・面積 47.6ha
- ・期間 令和3年～令和9年(予定)

(2) 中山間地域総合整備事業 檜葉地区

老朽化した幹線用水路及び取水堰の補修と、パイプライン整備、ほ場整備を包括して整備することで、広域的に檜葉町内の農業を活性化します。

- ・幹線用水路補修 20km(羽山堰掛・郭公堰掛・大堰掛)
- ・パイプライン整備 110ha(上繁岡地区)
- ・ほ場整備 60.6ha(上・下小埜地区)
- ・期間 令和6年～令和11年(予定)

2 営農に向けた支援策

① 原子力被災12市町村農業者支援事業

営農再開や規模拡大、新規作物の導入等を支援します。

- ・補助率:3/4
- ・補助対象経費の上限:1,000万円
- ・事業実施期間:令和7年度まで

② 檜葉町帰還農業者支援事業補助金

檜葉町に帰還した農業者が、再び農業を始めるにあたり、営農上必要な小農機具、ハウス等の整備費を助成します。

- ・補助率:3/4
- ・補助対象経費の上限:農業用機械購入費、農業用ハウス購入費 それぞれ50万円

③ 鳥獣被害防止電気柵購入補助金

家庭菜園など栽培されている農産物をイノシシ等からの被害を防ぐため電気柵の購入費を助成します。

- ・補助率:1/2
- ・補助額上限:6万円

④ 檜葉町多面的機能広域活動保全会

加入者が実施する、用排水路・農道・ため池の維持管理活動に対し、手当を支給します。また、必要に応じて業者に外注することも可能です(破損個所の補修など)。

- ・手当(1時間当たり) 1,400円
- ・年間予算総額 約22,000千円

3 産業の再生

【事業所の再開状況】

	商工会加盟事業者 (R7.8.27現在)	うち事業を行っている	うち町内で行っている
事業所数	226所	220所 (97.3%)	197所 (87.2%)

各種事業再開支援策

① 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

被災者の働く場を確保し、今後の自立・帰還を加速させるため、工場等の新增設を行う企業を支援し、雇用の創出及び産業集積を図ることを目的とする補助金。

- ・対象業種：製造業、卸売・小売業、飲食・サービス業 など
- ・対象施設：工場、物流施設、機械設備 など
- ・補助率：中小企業は補助対象経費の3／5以内

② 福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金

事業者の帰還や事業・生業の再建等を支援するとともに、事業の再建を通じて働く場の創出や買い物をする場など、まち機能の早期回復を目的とした補助金。

- ・対象事業者：被災12市町村で事業を行っていた中小事業者
- ・対象事業：事業再開等のため施設・設備の整備・修繕、宿舍整備 など
- ・補助率：補助対象経費の3／4以内

③ 福島復興再生特別措置法及び東日本震災復興特別区域法による課税の特例

- ・設備投資に係る特例：特別償却又は税額控除
- ・事業税、固定資産税の課税免除5年間
- ・不動産取得税の課税免除

④ 福島相双復興推進機構による相談型支援

被災時に事業を営んでいた事業者を対象に、福島相双復興推進機構の復興コンサルタントが訪問し、経営上の課題の整理を支援。それぞれの課題に応じて、経営コンサルタント、税理士、FP、弁護士など専門家等が支援を行います。

【お問い合わせ】 産業創生課 電話0240-23-6105
町民税務課 電話0240-23-6101

4 天神岬スポーツ公園の観光資源としての活用

檜葉町を代表する観光資源の一つである天神岬スポーツ公園では、震災前から開催されているサマーフェスティバルのほか、最近ではキャンプ場の利用者も増加し、「アウトドアフェスティバル」の開催や、「ツール・ド・ふくしま」のスタート&ゴール地点となるなど、町内外からもたくさんの来場者を呼び込んでいます。

また、「天神岬温泉しおかぜ荘」では、サウナをより快適にご利用いただけるよう、大サウナのサウナストーブを最新のオートロウリュタイプへ更新しました。自動でサウナストーンに水が注がれることで、蒸気と熱気がやさしく広がり、従来よりもしっかりと発汗できます。皆さまの日常の疲れを癒やし、リフレッシュしていただけるよう、より一層充実した環境へと進化しましたので、ぜひこの機会に天神岬温泉しおかぜ荘をご利用ください。



5 しおかぜ荘・道の駅ならは温泉日帰り共通入浴券

町民の健康増進及びレクリエーションの振興に寄与するため、「日帰り共通入浴券」を令和7年4月1日現在で住民基本台帳に登録されている世帯へ1人2枚配布しています。

有効期限(令和8年3月31日)までにご利用ください。

※未就学児は無料



6 檜葉町物価高騰対応臨時クーポン券事業

住民生活の負担軽減と消費を喚起・下支えすることを目的に、物価高騰の影響を受けている生活者支援として、町と協定を締結した町内飲食店で使用できる「500円クーポン券」を令和7年9月1日現在、住民基本台帳に登録されている全世帯へ1人1枚配布しています。

有効期限(令和8年1月31日)までにご利用ください。

近年激甚化する気象災害などに対する防災対策、各種感染症への対応、復旧工事車両等による道路の傷みへの対応を実施し、安全・安心なまちを目指します。

また、美しい檜葉町を未来の子どもたちに残すため、SDGs（持続可能な開発目標）の実現に取り組んでいきます。

1 防災

① 対象区域を絞り込んだ避難情報の発令

台風や大雨などにより災害が発生する危険性が高くなった場合、町から「避難指示」、「高齢者等避難」といった避難情報を発令します。

以前は町内全域を対象に発令していましたが、現在は「避難が必要な地区は、〇〇地区です。」のように、対象区域を絞り込んで発令しています。

対象区域を絞り込むことで、

《避難等の対象となった地域の方》

- ・災害の危険が自らに迫っているとの危機感を持ち、「自分は大丈夫」という思い込みの克服が期待されます。

《安全な地域に居住する方》

- ・不要不急の移動による危険を避ける
- ・別の地区に住む家族や知人に避難を呼びかける といった活用が考えられます。

警戒レベル		
5	命の危険 直ちに安全確保 ・既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとしましょう。	
警戒レベル4までに必ず避難をする		
4	危険な場所から速やかに全員避難 ・指定緊急避難所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	
3	危険な場所から高齢者等は避難 ・避難に時間を要する人（高齢の方や障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難しましょう。	
2	自らの避難行動を確認 ・避難に備え、ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握をするなどしましょう。	
1	災害への心構えを高めましょう。	

② 災害時避難行動要支援者に係る個別避難計画作成の推進

町では、民生委員の方のご協力のもと、災害時に単独で避難することが困難な方の避難を支援する方を事前に決めておき、一人ひとりが安全に避難できるよう避難計画の作成に取り組んでいます。

今年度は、民生委員さんをはじめ、行政区の役員の方々と合同会議を各地区で開催し、個別避難計画の作成を推進しています。

(令和7年4月現在)

避難行動要支援者数	個別避難計画 作成済み	個別避難計画 未作成	計画作成率
248名	151名	97名	60.89%

災害から大切な命を守り、誰もが安全に避難するためには、隣近所をはじめ、地域の「共助」が欠かせません。「安全なまち」の実現のため、ご協力をお願いします。

③ 檜葉町消防団の活動推進

町では、火災や大規模災害発生時に地域での経験を活かした消火活動・救助活動を行う消防団を組織しています。



震災を経験した町だからこそ
取り組む各種防災事業

④ 震災伝承事業「ならは防災と伝承の日」

町では、東日本大震災及び原子力発電所の事故による経験と教訓を風化させることなく後世に伝承し、町民一人ひとりが様々な災害についての防災意識を高めるとともに、災害に対する備えを充実強化するため、3月11日を「ならは防災と伝承の日」、3月5日から3月11日を「ならは防災と伝承週間」と決めました。

これからも、大災害の脅威を風化させることなく後世に伝承し、東日本大震災の経験を高い防災力に繋げるため次の事業を実施しています。

(Ⅰ)「月命日キャンドルナイト～ 3.11を忘れない～」

NARAHANAアンバサダーのCandle JUNE氏が代表を務める「LOVE FOR NIPPON」と協力して、毎月11日の月命日にキャンドルを灯す取り組みを継続しています。



(Ⅱ)「3.11・つなぐ・未来。」

東日本大震災の記憶や経験を若い世代に伝え、防災力を高めるための「3.11・つなぐ・未来。」を、今年度は3月7日(土)に開催する予定です。ぜひご参加ください。

(Ⅲ) 震災学習ツアー及び「防災の日」地域学校協働授業

他の被災地を訪問する学習ツアーを実施しているほか、小・中学生が震災や防災について地域住民と共に学び考える「防災の日」地域学校協働授業を実施することで、若年層の防災力強化を図っています。

(Ⅳ) 防災士資格取得費補助金

地域社会の防災力向上に貢献する意欲のある方が防災士資格を取得する場合に、5万円を限度に必要な経費を町が補助し、檜葉町民等の防災士資格の取得を促進しています。

⑤ 南北防災倉庫の整備

災害等に備えて北地区（総合グラウンド内）と南地区（多機能拠点内）の2カ所に防災倉庫を新設しました。食料や飲料水、発電機、簡易トイレなど、避難所の運営や災害対応に必要な資機材から、アレルギー対応の非常食や離乳食、パーテーションやベッドなど、避難時にも不自由なく過ごせるように様々な備えを蓄えております。

ご家庭においても、非常時に備えて食料や水など3日以上以上の備蓄を心がけるようお願いします。



2 予防接種について

① 高齢者インフルエンザ・高齢者新型コロナ予防接種費用助成

65歳以上の方々を対象としてインフルエンザ予防接種及び新型コロナウイルス予防接種の接種費用の一部を助成します。対象となる方には、9月下旬にお知らせを個別にお送りしています。

	インフルエンザ	新型コロナ
対象者	接種当日に65歳以上の方	
接種期間	令和7年10月1日～令和8年1月31日	令和7年10月1日～令和8年3月31日
自己負担額	2,000円	4,500円
接種場所	福島県内の実施医療機関	
その他	福島県外に避難先住所を登録している場合、避難先の区市町村へお問い合わせください。原発避難者特例法により、避難先の自治体で予防接種が受けられます。	

② 季節性インフルエンザの予防接種費用助成

感染症対策及び子育て支援の一環として、生後6ヶ月から高校3年生の年齢の方々を対象とし、季節性インフルエンザの予防接種1回につき3,500円を助成します。

なお、インフルエンザや新型コロナの予防接種は、受けなければいけないという法律上の義務はありません。接種の必要性を自ら判断し、自らの意思により接種してください。

3 防犯・交通対策

誰もが安心して生活できる安全な町づくりを実現するため、地域の防犯体制を整備するとともに、交通安全の推進活動を実施しています。

① 防犯

町内に住む皆さまの
安心安全を確保するために

《家庭用防犯カメラ等設置補助金》

住宅に防犯カメラ等を新たに設置する方に、5万円を上限に購入費を補助します。

《防犯カメラの運用》

町内24か所に設置しています。



《防犯灯の整備》

町内の防犯灯をLED灯改修し、新設や修繕等を行っています。



《安全見守り協議会による立哨活動等》

町内企業・団体による協議会を設置し、防犯活動や交通安全立哨・安心あいさつ立哨・ゴミ拾い等の推進を実施しています。さまざまな団体に加入していただき、町全体で安全なまちづくりに取り組めることを目指します。

《防犯パトロールによる警戒》

特別警戒隊が24時間体制で町内のパトロールを行っています。



② 交通対策

《交通教育専門員の配置》

小学校の徒歩通学再開に伴い、主要な通学路に専門員を配置しています。

《富岡地区交通安全協会 檜葉分会》

通学路の安全点検、交通安全教室への協力、交通安全立哨や呼びかけ等、町内の交通道德向上や交通事故防止の活動を行っています。

《カーブミラーの整備》

町内の見通しの悪い交差点などにカーブミラーを設置したり、老朽化したカーブミラーの修繕・管理をしています。



4 道路の整備

① 町道の工事

路線名	場所	施工時期
八石・小田前線	井出字木屋地内	令和7年12月完成予定（工事中）
中江・山之沢線外	前原字付念田地内外	令和7年12月完成予定（工事中）
延木戸・袖山川原線	上小埞字中島地内	令和8年3月完成予定（工事中）



甘藷貯蔵施設から北方向を望む

② 町道の管理

・町道敷刈払業務

⇒1年に1回、お盆前を目安に町道沿いの刈払いを実施しています。

実施範囲：約110km、道路両側1m

・道路環境美化作業

⇒行政による刈払いの補完や、地域コミュニティの活性化を目的として、地元行政区で刈払い作業を実施しています。

実施行政区：6行政区（上井出、北田、松館、波倉、乙次郎、山田浜）

実施範囲：約16km、道路両側1m

・河川美化作業

⇒河川愛護団体を募集し、1年に1回、福島県管理河川の美化作業を実施しています。

実施団体：檜葉町建設業協同組合、松館河川愛護会

実施範囲：木戸川 河口から県道いわき浪江線まで 約15.4万m²

井出川 河口から松館地区までの一部 約2.2万m²

5 空き家・空き地について

① 空き家対策

空き家については全国的な課題となっており、檜葉町では下記の対策を実施しています。

- ・町内にある空き家の実態調査(令和元年度～令和2年度)。今年度も実施予定
- ・空き家と思われる物件の所有者等に対し、アンケート調査を実施(令和6年度)
- ・状態が悪い空き家について「特定空家」への認定

町内では7件の空き家を「特定空家」へ認定しています。

※特定空家等に認定されると、「助言」「指導」「勧告」「命令」「代執行」といった、法に基づく行政指導が行われます。

■状況が悪い空き家の事例

- ・建物が傾斜している
- ・屋根等飛散の恐れがある
- ・ゴミが散乱している
- ・立木等が全体的に繁茂している
- ・動物が棲みついている
- ・不特定のものが容易に侵入できる



今後も空き家対策を実施していきますので、近くに状態が悪い空き家がある場合は建設課までご連絡ください。また、所有している空き家がある場合は、適正な管理をお願いします。

【お問い合わせ】 建設課 TEL 0240-23-6106

② 空き地の適正な管理

適正に管理されず、荒廃した土地は、防犯上や衛生面で近隣の方の迷惑になります。空き地は適正に管理しましょう。また、近隣に適正に管理されていない土地があり、「土地の所有者に直接依頼しにくい」「連絡先がわからない」といったご相談があれば、町が当該土地の所有者に連絡し、適正な管理をしていただくようお願いします。お困りの場合はくらし安全対策課にご相談ください。

【お問い合わせ】 くらし安全対策課 TEL 0240-23-6109

③ 空き家・空き地バンク事業

一般社団法人ならはみらいにおいて、「空き家・空き地バンク事業」を行っています。

空き家や空き地を有効活用するためにも、ぜひ登録のご相談をお待ちしています。

【お問い合わせ】 一般社団法人ならはみらい TEL 0240-23-6771



6 下水道及び浄化槽

下水道事業は令和5年4月より現金収支以外の情報である資産や負債の金額また現金支出を伴わない部分の費用を把握し処理していく「公営企業会計方式」へ移行しました。

資金の流れ、資産、負債がどの程度あるのかを正確に把握し財政状況を適正に示すことで、中長期的に安定した事業運営を目指し、日々の業務を全うしております。

浄化槽に関しまして、町では生活環境保全の観点より単独浄化槽から合併浄化槽への転換を推進しております。転換に係る設置費等の補助金もありますので、建設課都市計画係までご相談ください。

7 檜葉町ゼロカーボンビジョン

世界中で脱炭素(ゼロカーボン)の動きが活発化していますが、日本でも国が定めた地球温暖化対策計画に基づき、各自治体は脱炭素に向けて積極的に取り組んでいます。

檜葉町では2021年3月のゼロカーボンシティ宣言、2021年12月のならはecoプラン(地方公共団体実行計画(事務事業編))に続き、2023年3月、地方公共団体実行計画(区域施策編)兼地域気候変動適応計画として、本ビジョンを策定しました。

脱炭素を実現し、将来に渡って持続可能な檜葉町を皆さんで目指していきましょう。

○ 計画期間

2023年度～2050年度(28年間)

※長期間のため、進捗や社会情勢を踏まえ、内容は適宜見直しを図ります。

○ 具体的な取組方針

現時点で町が取り組む具体的な方針は次のとおりとしています。

- ①“地産地消型”再生可能エネルギーの最大導入
- ②EV等による分散型蓄電網の導入
- ③環境配慮型住宅・事業所の普及
- ④“檜葉版SDGsライフスタイル”の確立

目指せ
脱炭素社会

○ ならはゼロカーボン・パートナー

ゼロカーボン達成に向けた取り組みの推進にご協力をいただける企業・団体・個人事業主様をならはゼロカーボン・パートナーとして登録し、取り組みのより一層の推進を図っています。

ならはゼロカーボン・パートナー一覧

No.	企業等名称	No.	企業等名称
1	住鉱エナジーマテリアル株式会社	11	前田建設工業株式会社 東北支店
2	一般財団法人檜葉町振興公社	12	東京電力ホールディングス株式会社 福島第二原子力発電所
3	檜葉町民生児童委員協議会	13	恵和興業株式会社
4	株式会社東コンサルタント	14	豊通りチウム株式会社
5	一般社団法人ならはみらい	15	株式会社福島しろはとファーム
6	株式会社東邦銀行 檜葉支店	16	株式会社ネモト
7	檜葉町商工会	17	三浦電気工事株式会社 相双南営業所
8	檜葉町食生活改善推進委員会	18	有限会社ウインズトラベル
9	檜葉町女性の会	19	加藤建設株式会社
10	株式会社Jヴィレッジ		

8 家庭ごみの収集

① ごみの出し方の基本

ごみは6種類(燃える、燃えない、ビン類、カン類、プラスチック、ペットボトル)に分別し指定袋に入れ、収集日の朝8時30分までにごみステーションへ出してください。

② リサイクルハウス(=資源ごみの収集)

リサイクルハウスを利用すれば、ごみステーションでの回収日を気にすることなく、資源ごみを排出することができ、指定袋やごみ処理券を購入する必要もありません。

また、回収した資源ごみの売払収入は、みんなの資源循環基金として積立て、リサイクルハウスの整備・維持管理や、資源循環の推進に関する事業に活用します。環境に配慮したまちづくりを推進するためにも、皆様のご協力をお願いします。

回収品目:ビン類、カン類、ペットボトル、新聞・チラシ、雑誌・冊子、段ボール、紙パック、雑がみ、シュレッダーくず

	リサイクルハウスくるくる	リサイクルハウスさくさく
回収日	毎週日曜日 9時～12時	月曜日～金曜日、日曜日 9時～16時 ※土曜日、祝日は休み
場所	旧南地区リサイクルハウス (下小埦字町地内)	公民館東側 (北田字鐘突堂地内)

③ 粗大ごみく南部衛生センターまたは自宅収集

指定ごみ袋に入らない粗大ごみ(家具等)の出し方は次の2通りです。

(Ⅰ) 南部衛生センターへ直接持ち込む場合	(Ⅱ) 自宅への収集を依頼する場合
平日(土日祝、年末年始は除く) 8:30～11:30、13:00～16:15 ※持ち込む前に南部衛生センターへ受付時間の確認をお願いします。	南部衛生センターが指定日(月1回)にご自宅へ収集に伺います。 【お問い合わせ】 南部衛生センター TEL 0240-25-4609

④ テレビ、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン<販売店や専門業者>

家電リサイクル法により、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機、衣類乾燥機、エアコンは、収集や処分はできませんので、販売店や専門の業者へご相談ください。

⑤ 小型家電<役場1階 回収ボックス>

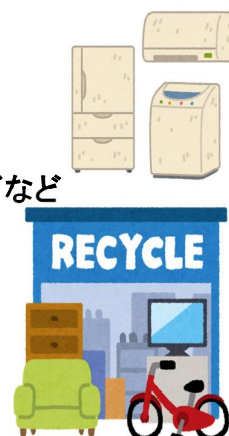
使用済の小型家電は、役場1階回収ボックスにて収集しています。

回収品目:携帯電話、パソコン、デジカメ、ゲーム機、DVDプレーヤー、カーナビなど

また、小型家電のほか、古布類、消火器を回収するイベントを開催します。

日時:令和7年12月6日(土)10時～12時

場所:檜葉町役場西側駐車場



⑥ 生ごみ処理容器・処理機設置事業補助金

家庭からでるごみを減らすことを目的に、生ごみ処理機等の購入費の一部を助成しています。

※購入前に町に申請が必要ですのでご注意ください。

①生ごみ処理容器(1戸につき2台まで)	・補助額 経費の1/2以内
②たい肥枠(1戸につき1台)	・①②は限度額10,000円
③生ごみ処理機(1戸につき1台)	・③は限度額40,000円

